

黒部市 発表
令和4年9月29日(木)

報道関係者 各位

【照会先】

黒部市税務課

税務課長 中嶋 ひとみ

市民税係長 野坂 幸

電話 0765(54)2117

個人市民税・県民税の年金特別徴収(年金天引き)停止処理の誤りについて

個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収(年金天引き)については、4月分、6月分、8月分の年金から、前年度の税額を基に計算した仮徴収額を徴収させていただいている。このうち賦課決定により税額が仮徴収額より下回った場合は、仮徴収額を一度徴収させていただいてから還付としているが、8月分の年金については、6月賦課決定時に仮徴収額が0円に変更になった場合のみ、特別徴収を停止している。

今回、8月分の年金より特別徴収を停止とすべき336人分について、本市から年金保険者(日本年金機構等)に対して送信する特別徴収停止データを、送信期限の経過後に提出したことにより、特別徴収が停止とならず、年金天引きされたことが判明した。送信期限を錯誤していたこと及びチェック体制が不十分であったことが原因である。

1. 影響

対象年度 令和4年度(8月年金特別徴収分)

対象者数 336人

徴収金額 2,638,100円

2. 対応

対象者には9月下旬に謝罪文と還付案内を文書によりお知らせし、このうち9割以上の方には、9月28日に還付させていただいた。還付口座が不明により還付できなかった方には、10月以降に還付させていただく予定としている。

今後、再発防止に向け、作業手順におけるチェック体制の強化、スケジュール管理の徹底を図っていく。